

越前おおの障がい者・障がい児福祉プラン

第7期大野市障がい福祉計画
第3期大野市障がい児福祉計画

【計画期間：令和6年度～令和8年度】

令和6年3月
福井県大野市

※ 「障害」「障がい」という表記について

「障害」や「障害者」と表記するときに、「障がい」「障碍」などで表記する考えがあります。

この計画では、法令名（例：「障害者基本法」）や「障害者手帳」などの固有名称の表記は「障害」とし、人や人の状況を表す単語や用語は「障がい」とひらがな表記します。

※ S D G s とは

「S D G s（エスディーゼーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、2015年9月に国連で開かれたサミットで採択された2030年までに達成すべき国際目標で、すべての国が取り組むべき17の目標と169のターゲットが定められています。

この計画に関係するS D G sのゴールは、次のとおりです。

	3	すべての人に健康と福祉を		10	人や国の不平等をなくそう
	4	質の高い教育をみんなに		11	住み続けられるまちづくりを
	8	働きがいも経済成長も		16	平和と公正をすべての人に

※ ユニバーサルデザインフォントについて

この計画では、ユニバーサルデザインフォント（UDフォント）を使用しています。

ユニバーサルデザインフォント（UDフォント）は、一般の人はもちろん、障がいのある方や高齢の方、外国の方など、みんなにわかりやすく、読みやすい「ユニバーサルデザイン」のコンセプトに基づいて開発されたフォントです。

まぎらわしい画線をなくしてシンプルなデザインにしたり、濁点を大きくして視認性を高めるなど、読みやすさの向上と誤読を防ぐために、デザインにいくつもの工夫がされています。



ごあいさつ

大野市は、「第六次大野市総合計画」の将来像「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち」の実現に向け、健幸福祉分野の基本目標である「健幸で自分らしく暮らせるまち」を目指して、障がいのある人に対する支援の充実に取り組んでいます。

また、「第五次大野市障がい者計画」では、基本理念を「誰もがお互いに人格と個性を尊重し、『結の心』で支え合い、助け合う、安全で安心して暮らせるまち」とし、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し、共に思いやり支え合う地域共生社会の実現を目指し、さまざまな施策に取り組んでまいりました。

この度、「第7期大野市障がい福祉計画」「第3期大野市障がい児福祉計画」を策定し、3年後の目標とする姿を明らかにし、その実現のために障害福祉サービス、障害児福祉サービスなどの提供体制の確保について方策を定めました。

障がいのある人が、住み慣れた大野市で、自らの望む生活を送っていくためには、公的なサービスの充実に加え、地域の全ての人が役割を持ち、多様性を認め、地域全体で支え合う「地域共生社会」の実現が必要です。

地域共生社会の実現に向け、本計画を推進してまいりますので、市民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いいたします。

障がいのある人もない人も、全ての人がお互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら、安心して暮らすことのできる大野市を一緒につくっていきましょう。

結びに、本計画の策定に当たり、長時間にわたり熱心にご審議くださり、多大なご尽力をいただきました大野市障がい福祉計画等策定委員会の委員の皆さま、日頃から障がいのある方に寄り添い、障がい福祉に強い使命感を持って真摯に取り組んでくださっている関係団体や事業者、奥越地区障害者自立支援協議会の皆さま、パブリックコメント等において貴重なご意見をいただきました市民の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

大野市長 石山志保

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
(1) 法的な位置付け	1
(2) 関連計画との位置づけ	3
3 計画の対象者	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定と市民意見の反映	4
第2章 大野市の障がいのある人の現状	5
1 大野市の人口の状況	5
2 障がいのある人の状況	5
(1) 障害者手帳等所持者数の推移	5
(2) 身体障がいのある人の状況	7
(3) 知的障がいのある人の状況	8
(4) 精神障がいのある人の状況	8
(5) 指定難病のある人の状況	9
3 障がいのある児童の状況	9
(1) 特別支援学校、特別支援学級への就学状況	9
(2) 障がいのある子どもの受入れ状況	10
第3章 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策	12
1 障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービス	12
2 前期計画（第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画）の 数値目標の達成状況	13
3 令和8年度に向けて重点的に取り組む目標（成果目標）	14
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	14
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	15
(3) 地域生活支援の充実	15
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	16
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	17
(6) 相談支援体制の充実・強化等	18
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	19
4 障害福祉サービス等の見込量とサービス提供体制確保の方策 （活動指標）	20
(1) 訪問系サービス	20
(2) 日中活動系サービス	22

(3) 居住系サービス	27
(4) 相談支援	28
(5) 障がい児支援	29
5 地域生活支援事業の見込量とサービス提供体制確保の方策	32
(1) 市町村必須事業	32
(2) 市町村任意事業	36
第4章 計画推進のために	39
1 全庁的な推進体制の整備	39
2 福井県、障がい保健福祉圏域での連携の強化	39
3 計画達成状況の点検及び評価	39
4 点検及び評価の結果などによる計画の見直し	39
資料編	
第7期大野市障がい福祉計画、第3期大野市障がい児福祉計画の策定経過	41
大野市障がい福祉計画等策定委員会 委員名簿	42

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）及び児童福祉法により、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）の提供体制の確保やそれらの業務の円滑な実施のため、国の基本指針に即して、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」を策定することが義務付けられています。

本市では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの見込量及び見込量確保のための方策を定めることとし、第1期から第6期までの障がい福祉計画及び第1期から第2期までの障がい児福祉計画を3年ごとに策定し、障がいのある人と障がいのある子どもが、自立した日常生活や社会生活を送ることができるようさまざまな施策を推進してきました。

障害者総合支援法に定める基本理念のとおり、全ての人は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものです。

本市の障がいのある人と障がいのある子どもが、

- ・身近な場所で必要な支援を受けられることによって社会参加の機会が確保されること
- ・どこで 誰と どのような生活を送りたいか自分自身で選ぶ機会が確保され、

地域社会で他の人と共に生きることを妨げられないこと

- ・日常生活又は社会生活を送る上で障壁となる全てのものを取り除く助けとなること

これらのことを理念に、障がいのある人もない人も、全ての人が相互に人格と個性を尊重し、ともに支え合いながら安心して暮らすことのできる大野市の実現に向けた総合的かつ計画的な支援を目指し、「第7期大野市障がい福祉計画」及び「第3期大野市障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 法的な位置づけ

本市では、障害者基本法第11条第3項に基づく「第五次大野市障がい者計画」を策定しており、本市における障がいのある人のための施策に関する基本的な方向性を定めています。

一方、「第7期大野市障がい福祉計画」及び「第3期大野市障がい児福祉計画」（以下「本計画」といいます。）は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づくもので、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や見込量を定める計画です。

本計画は、前計画を引き継ぎ、障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体のものとして策定します。

障がい者計画

障害者基本法第11条第3項

（基本的な計画。基本理念、基本目標など）

障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条

（具体的な数値目標・
見込量確保のための方策など）

障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20

（具体的な数値目標・
見込量確保のための方策など）

◆ 障害者基本法（抜粋）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◆ 障害者総合支援法（抜粋）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

◆ 児童福祉法（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

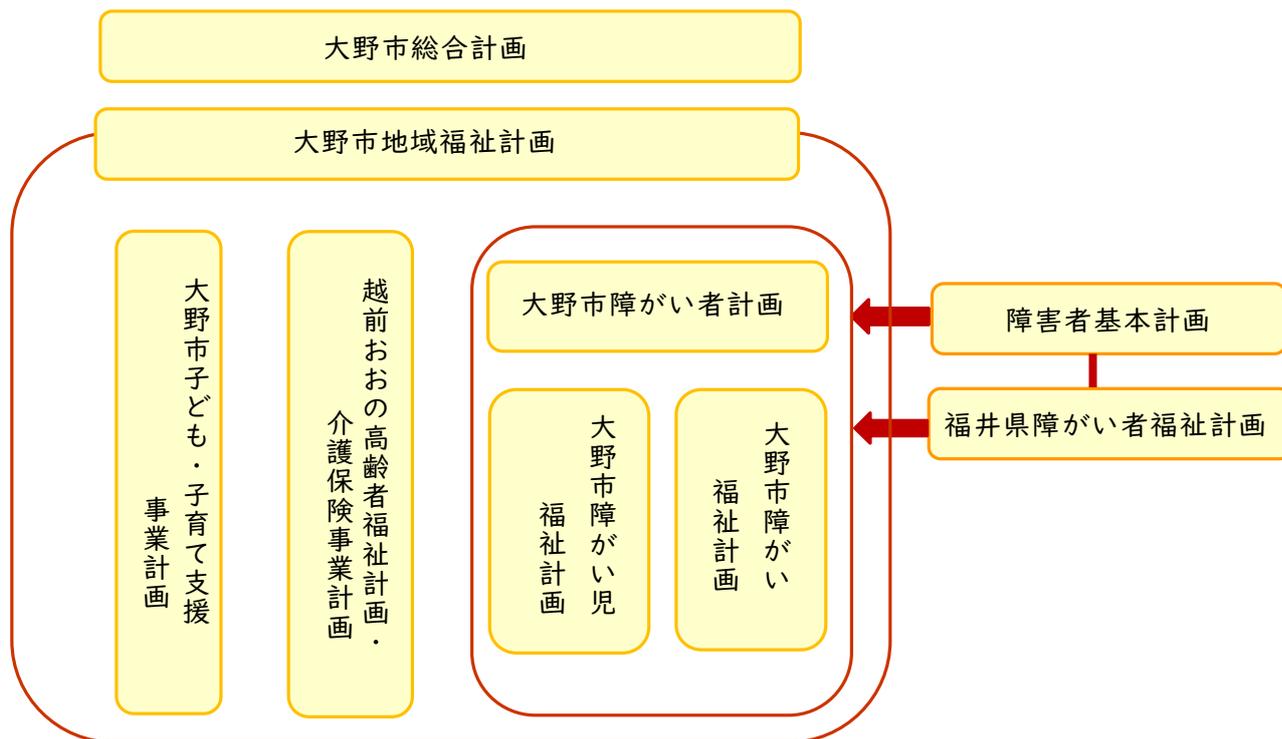
(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、令和5年3月に策定された、国の「第5次障害者基本計画」、福井県の「第7次福井県障がい者福祉計画」との整合、連携を図ります。

また、大野市の最上位の計画「第六次大野市総合計画」の基本目標のひとつである「健幸で自分らしく暮らせるまち」を実現するための障がい福祉に関する計画です。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の指針」といいます。）においては、障害者計画（障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画）、地域福祉計画（社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画）、介護保険事業計画（介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画）、子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画）と調和を保つこととされています。

これら上位計画及び関連計画との整合性を図りながら本計画を推進していきます。



3 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法第2条に定める全ての障がいのある人とし、障がいのある人と障がいのある子ども及びその家族等に関する支援や地域社会へ働きかけるための指針とします。

障害者基本法（抜粋）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者 計画	第五次 6年間					
障がい福祉 計画	第6期 3年間			第7期 3年間		
障がい児福祉 計画	第2期 3年間			第3期 3年間		

5 計画の策定と市民意見の反映

本計画の策定にあたっては、障がい者福祉に関する専門的な意見や障がいのある人自身、関係機関、関係施設などの意見を取り入れるため、学識経験者、関係機関・施設団体の代表、障がいのある人の団体代表、公募市民等からなる「大野市障がい福祉計画等策定委員会」を設置し、計画内容を検討しました。

また、パブリックコメントを実施し、市民の意見聴取を行いました。

第2章 大野市の障がいのある人の現状

1 大野市の人口の状況

大野市の総人口は減少傾向にあり、令和5年3月31日現在で30,767人となっています。わが国では平成20年頃から人口が減少しており、本計画の最終年度である令和8年の大野市の人口について、28,708人（※）と見込んでいます。

国勢調査によると令和2年時点では年少人口（0歳以上14歳以下の人口）割合が10.8%、生産年齢人口（15歳以上64歳以下の人口）割合が51.8%、老年人口（65歳以上の人口）割合が37.5%となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、令和27年には、年少人口割合が7.5%、生産年齢人口割合が43.4%、老年人口割合が49.1%になるものと推計されています。

この動向から、障がいのある人本人とその介助者の高齢化が想定されるため、状況に即した対応が必要です。

※「大野市人口ビジョン」（令和2年度改訂版）での大野市の推計値（5年ごと）を直線補完して算出しています。

2 障がいのある人の状況

（1）障害者手帳等所持者数の推移

本市の障害者手帳等所持者数は、令和5年4月1日現在2,776人で、本市の人口の9.02%にあたります。手帳ごとの内訳は、身体障害者手帳1,952人、療育手帳391人、精神障害者保健福祉手帳433人です。

身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。以前に比べ、知的障がい、精神障がいに対する認知度が高くなり、早期発見、早期療育への取組みがされていることが要因のひとつであると考えています。

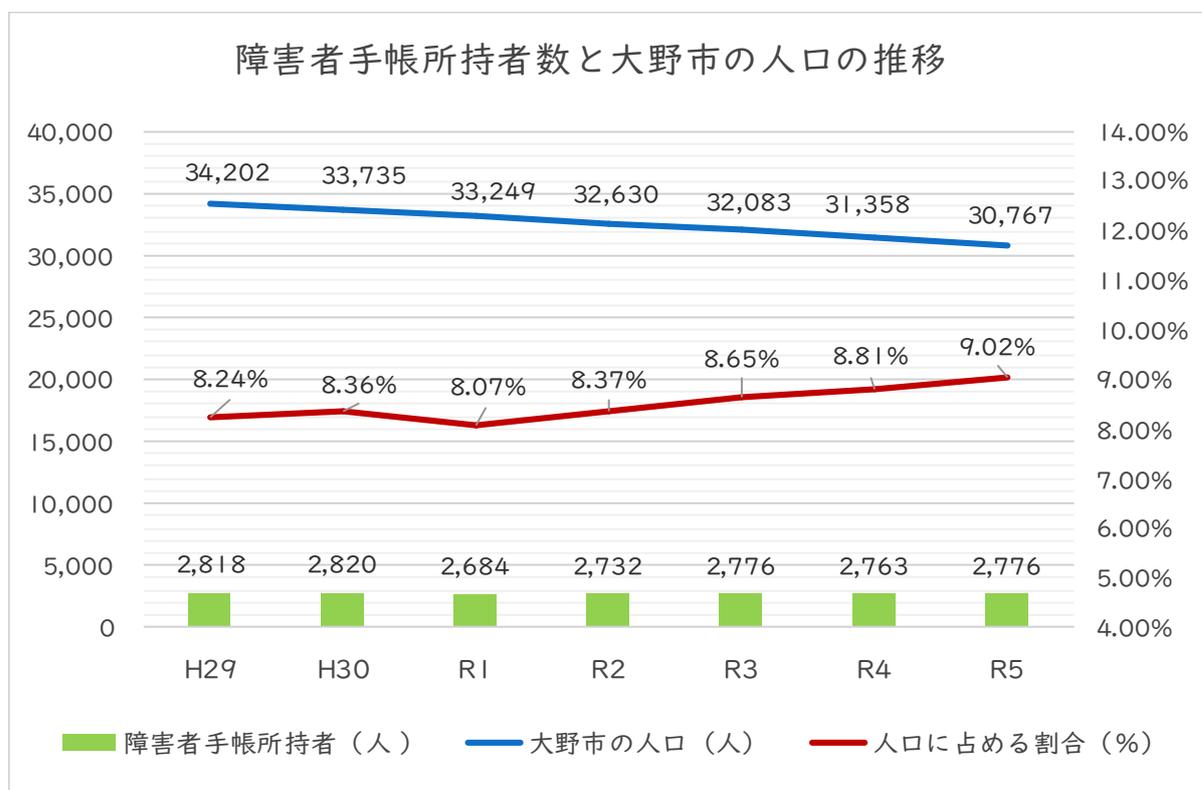
○障害者手帳等所持者数（各年4月1日現在）

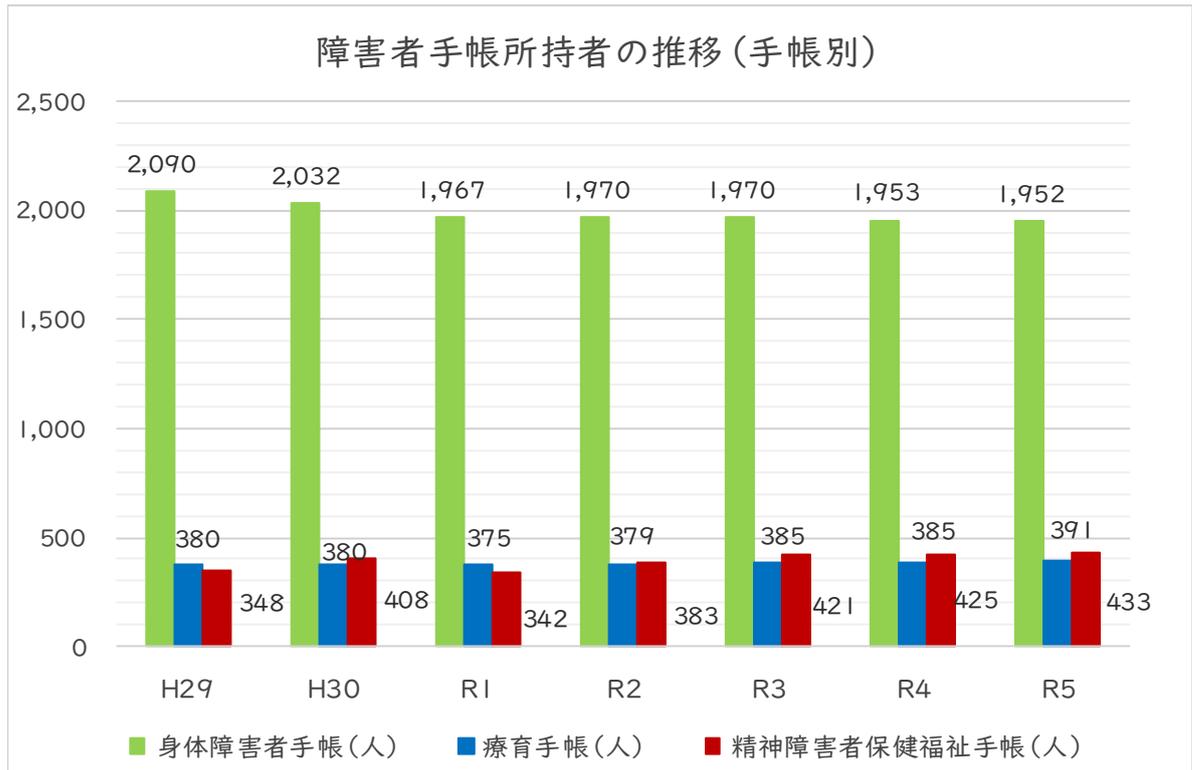
（単位：人）

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人 口	34,202	33,735	33,249	32,630	32,083	31,358	30,767
身体障害者手帳	2,090	2,032	1,967	1,970	1,970	1,953	1,952
人口に占める割合	6.11%	6.02%	5.92%	6.04%	6.14%	6.23%	6.34%
療育手帳	380	380	375	379	385	385	391
人口に占める割合	1.11%	1.13%	1.13%	1.16%	1.20%	1.23%	1.27%
精神障害者手帳	348	408	342	383	421	425	433
人口に占める割合	1.02%	1.21%	1.03%	1.17%	1.31%	1.36%	1.41%
総 数	2,818	2,820	2,684	2,732	2,776	2,763	2,776
人口に占める割合	8.24%	8.36%	8.07%	8.37%	8.65%	8.81%	9.02%

※障害者手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をいいます。

※資料は、人口は住民基本台帳人口、手帳所持者数は県障がい福祉課及び県総合福祉相談所資料





(2) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数は、年々減少傾向にあります。また、部位別では、肢体不自由の方が減少してきており、その他の障がいは横ばいの傾向にあります。

・部位別身体障害者手帳所持者数(各年4月1日現在) (単位：人)

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
肢体不自由	1,187	1,147	1,099	1,092	1,091	1,060	1,039
視覚障がい	134	136	127	125	120	123	122
聴覚障がい	189	183	178	182	182	179	186
言語機能	25	23	22	22	21	22	21
内部障がい (*)	555	543	541	549	556	569	584
合 計	2,090	2,032	1,967	1,970	1,970	1,953	1,952

*内部障がいとは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障がいの総称です。

(3) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数は、令和3年度以降、増加傾向にあります。

・障がい児者別療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）（単位：人）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児	47	40	43	41	36	32	39
障がい者	333	340	332	338	349	353	352
合 計	380	380	375	379	385	385	391

・障がいの程度別療育手帳所持者数（令和5年4月1日現在）（単位：人）

区 分	A 1	A 2	B 1	B 2	計
障がい児	8	0	9	22	39
障がい者	121	10	111	110	352
合 計	129	10	120	132	391

※手帳交付の対象となる等級は、障がいの重い順に、A1、A2、B1、B2の4段階があります。

※資料：市福祉課

(4) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向にあります。

・障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者（各年4月1日現在）（単位：人）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 級	22	28	21	28	29	26	25
2 級	248	283	245	258	291	297	306
3 級	78	97	76	97	101	102	102
合計	348	408	342	383	421	425	433

※手帳交付の対象となる等級は、障がいの重い順に1、2、3級の3段階があります。

※資料：市福祉課

(5) 指定難病のある人の状況

平成27年の「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行後、指定難病数は拡大していますが、特定医療費（指定難病）受給者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

・特定医療費（指定難病）受給者証交付状況（各年3月31日現在）（単位：人）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療費助成対象者	261	266	246	249	254	274	280

※ 対象は、厚生労働省が実施する難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究分野の対象に指定された疾患です。このうち、特に治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額である疾患について、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費負担軽減を図る目的で、都道府県を実施主体として特定疾患治療研究事業が行われてきました。

平成27年1月施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、医療費助成の対象となる疾患（指定難病）が110疾病に拡大され、以降、平成27年7月に196疾病、平成29年4月に24疾病、平成31年に1疾病、令和元年に2疾病、令和3年に5疾患が追加され、現在は338疾病が指定されています。

※資料：県奥越健康福祉センター

3 障がいのある児童の状況

(1) 特別支援学校、特別支援学級への就学状況

・特別支援学校（各年4月1日現在）（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
奥越特別支援学校	39	37	39	39	34	32	37
その他特別支援学校	5	4	1	0	0	1	0
盲・ろう学校	0	0	0	0	0	0	0
合計	44	41	40	39	34	33	37

※資料：市教育総務課

・特別支援学級（各年4月1日現在）（単位：人）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別支援学級	46	48	59	64	58	60	70

※資料：市教育総務課

(2) 障がいのある子どもの受入れ状況

・障害児通所支援

支援を必要とする児童に対し、基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行っています。
(実利用者数：人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
障害児 相談支援	80	88	86	88	82	73	78
児童発達支援	31	41	44	49	47	42	49
医療型児童発 達支援	0	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	50	47	43	35	35	31	35
保育所等 訪問支援	0	0	5	7	8	6	9
居宅訪問型 児童発達支援	0	0	2	3	3	2	0

※資料：市福祉課

・放課後児童クラブ[※]（軽度の障がいのある子どもの受入れ） (各年3月利用者数：人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
西部児童 センター	1	1	2	2	0	1	1
北部児童 センター	1	2	0	2	0	0	1
東部児童 センター	5	7	4	2	1	0	0
南部児童 センター	2	1	1	2	1	1	0
和泉児童 センター	3	2	1	3	1	0	0
合計	12	13	8	11	3	2	2

※資料：市こども支援課

・認定こども園・保育園での障がいのある子どもの受入れ

(軽度・重度の障がい児の受入れ)

(各年3月利用者数：人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設数	13 施設	13 施設	12 施設	12 施設	10 施設	10 施設	10 施設
軽度障がい児	16 人	12 人	7 人	32 人	28 人	15 人	32 人
重度障がい児	4 人	9 人	7 人	7 人	6 人	7 人	7 人

※資料：市こども支援課

第3章 障害福祉サービス等の提供体制確保の方策

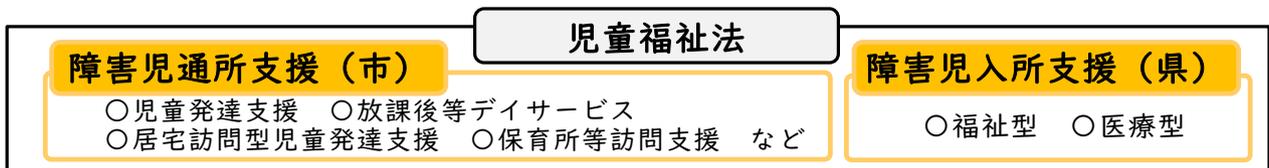
本計画では、第五次障がい者計画で示す施策を踏まえ、地域の特性にあったサービス提供体制を整備していくための目標・指標、障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策を定めます。

I 障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービス

障害者総合支援法による福祉サービスには、全国一律の「自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具支給制度、相談支援）」と市町村の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。障がいのある子どもは、児童福祉法による障害児通所支援も利用できます。



*共同生活援助：入浴、排せつ又は食事等の介護を伴う場合は区分認定が必要



*障害支援区分

障害支援区分とは、障がいのある人が必要とする支援の度合いを表します。区分1から区分6までの6段階に分けられ、区分6が支援の必要度が最も高くなります。障害支援区分は、市町村が行う認定調査と医師の意見書により決定します。

障害支援区分の状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

支援区分 障害区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	*区分なし	合計
児童	0	0	0	0	0	0	6	6
身体障がい	1	7	10	10	11	43	11	93
知的障がい	2	20	19	29	30	42	67	209
精神障がい	1	9	11	9	2	1	46	79
難病等	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	4	36	40	48	43	86	131	388

*区分なし：「障害支援区分」の認定が必要でない「訓練等給付」のみの利用者

2 前期計画（第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画）の

数値目標の達成状況

項目	本市の目標値 令和5年度末	本市の実績 令和5年度末 見込	達成状況 (比較)
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行			
① 地域移行者数	① 3人	① 2人	① 1人減
② 施設入所者の見込み	② 2人減	② 1人増	② 3人増
	(108人)	(111人)	
(2) 福祉施設から一般就労への移行			
福祉施設から一般就労への移行者数	6人	3人	3人減
① 就労移行支援から一般就労への移行者数	① 2人	① 1人	① 1人減
② 就労継続支援A型利用から一般就労への移行者数	② 1人	② 1人	② ±0人
③ 就労継続支援B型利用から一般就労への移行者数	③ 3人	③ 1人	③ 2人減

3 令和8年度に向けて重点的に取り組む目標（成果目標）

国の基本指針では、施設に入所する障がいのある人の地域生活への移行や、福祉施設を利用する障がいのある人の一般就労への移行などを進めるため、令和8年度末を目標年度とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制を確保するための目標が示されています。

本計画では、国の基本指針に定める下記の項目ごとに、本市の現状等を踏まえ、本市が重点的に取り組む目標を定め、障害福祉サービス等の充実及び施策の推進を図ります。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点で福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅などに移行する人の数を見込み、その上で、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を定めます。

本市では、障がいのある人と介護者の高齢化が進んでおり、地域移行が難しい状況です。また、これまで地域生活をしてきた障がいのある人も、本人の障がいの重度化や介護者の高齢化のため施設入所の希望が多くなることも予想されます。

障がいのある人が安心して地域生活を送るために、居宅介護やグループホームなどのサービスの現状と課題の把握と整理、地域生活支援拠点の整備、障がいや障がいのある人への理解を深めるための取組みなどを進め、障がいのある人が誰とどのような生活を送りたいのかを自分自身で選ぶことのできる環境を整えていきます。

① 国の基本指針

- ・地域移行者数：令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和8年度末時点で、令和4年度末時点の5%以上削減

② 大野市の目標

項目	目標	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数（A）	108	
入所施設からの地域移行者の人数（B）	4	(A) × 4%
新たな入所施設利用者数（C）	1	
令和8年度末時点の施設入所者数（D）	105	
施設入所者が削減となる人数（A－D）	3	(A) × 3%

※令和2年度から令和5年度までの実績を28ページに掲載しています。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数等が成果目標として設定されています。

本市においては、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、障害福祉担当者が連携して取り組むための情報共有を行い、精神障がいに対する理解を深めることで、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

① 国の基本指針

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：

325.3 日以上

- ・精神病床における1年以上入院患者数：国が定める算出式により算出

- ・精神病床における早期退院率：

3か月後 68.9% 以上、6か月後 84.5% 以上、1年後 91.0% 以上

② 大野市の目標

項目	目標
福井県が設置する圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場	参画
保健、障害福祉担当者が連携して取り組むための情報共有の場	年1回以上

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針では、障がいのある人の地域生活への移行の支援と地域生活支援の充実のため、令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点を整備し、その機能を充実させることを定めています。

本市においても、障がいのある人の高齢化・重度化、介護者の高齢化が進むことが予測されることを踏まえ、「親亡き後」を見据えた支援のため、奥越圏域で地域生活支援拠点を整備します。

地域生活支援拠点においては、居住支援のための機能（体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応）を担い、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を年1回以上行い、ニーズに応じた運用に努めます。

① 国の基本方針

- ・各市町村において令和8年度までに地域生活支援拠点（＊）を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと

- ・強度行動障害を有する者に関し、令和8年度末までに各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること 【新規】

②大野市の目標

項目	目標
奥越圏域での地域生活支援拠点の整備	1箇所
地域生活支援拠点の機能及び支援体制についての関係者の協議の場の開催回数	年1回以上
強度行動障がいがある人の支援ニーズを把握し、支援体制を検討する場の開催回数	年1回以上

*地域生活支援拠点：

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。国が定める居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。本市では、このうち相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の3機能を整えます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害福祉サービスのうち、就労移行支援、就労継続支援を利用している障がいのある人が、令和8年度中に一般就労に移行する人数を目標として設定します。

就労移行支援事業所や就労継続支援事業所と連携し、障がいの状態や特性に合わせた有効な支援の方法を就労先に効果的に伝えるなど、一般就労への移行と定着を図ります。

また、大野公共職業安定所をはじめとする関係機関等と連携し、一般就労への移行を図ります。

①国の基本指針

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
(うち就労移行支援：1.31倍以上、就労継続支援A型：1.29倍以上、就労継続支援B型：1.28倍以上)
- ・就労移行支援利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の5割以上 【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 【新規】
- ・就労定着支援の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上

- ・就労定着支援利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上

②大野市の目標

項目	目標	考え方
就労移行支援を利用した一般就労への移行者数	1人	令和3年度実績(1人)×1倍
就労継続支援A型利用から一般就労への移行者数	6人	令和3年度実績(6人)×1倍
就労継続支援B型利用から一般就労への移行者数	3人	令和3年度実績(3人)×1倍
一般就労移行者数 計	10人	令和3年度実績(10人)×1倍

※就労移行支援事業所については、現在、市内に実施事業所が1箇所しかないので、目標は定めません。

※就労定着支援については、市内に実施事業所がないことから、目標は定めません。

※参考：令和元年度から令和4年度までの実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就労移行支援から移行	1	2	1	2
就労継続支援A型から移行	1	1	6	3
就労継続支援B型から移行	3	0	3	1
一般就労移行者数 計	5	3	10	6

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針においては、令和8年度末までに児童発達支援センター(*)を各市町村に少なくとも1箇所以上設置することとされています。現在、本市では児童発達支援センターは指定されていないことから、令和8年度末までについては、児童発達支援センターと同等の機能を提供します。今後、事業者と設置に向けて協議していきます。

*児童発達支援センター：児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、相談、援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設。

また、現在、本市には重度の心身障がい児を支援することができる児童発達支援事業所がないことから、県の関係機関と連携し、適切なサービスが提供できる体制づくりに努めます。

保健、障害福祉、保育、教育等の担当者が連携を図るための協議の場を設け、連絡調整と情報共有を行い、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

①国の基本指針

- ・児童発達支援センター：令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に1か所以上設置
- ・障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制：

令和8年度末までに全ての市町村において推進体制を構築

- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

②大野市の目標

項目	目標
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターと同等の支援の提供
障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の整備	保育所等訪問支援の提供
保健、障害福祉、保育、教育等の担当者が連携を図るための協議の場の開催	年1回以上
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1名

※参加・包容（インクルージョン）について

ここでは、保育所等訪問支援を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことを目指しています。

（6）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針においては、令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基幹相談支援センター（*）を設置することとして目標が示されています。

大野市においては、基幹相談支援センターは未設置ですが、奥越圏域での設置について、勝山市、奥越地区障害者自立支援協議会と検討を重ねてきました。令和8年度までは、基幹相談支援センターと同等の機能を提供します。今後は、引き続き、勝山市、奥越地区障害者自立支援協議会と、設置に向けて話し合いを進めていきます。

また、相談支援の適正な提供のため、相談支援体制の強化と相談支援事業所の支援について検討します。

***基幹相談支援センター**

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人や子どもの相談支援に関する業務を総合的に行う機関。

①国の基本指針

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 **【新規】**

②大野市の目標

項目	目標
基幹相談支援センター（*）の設置	基幹相談支援センターと同等の機能の提供
奥越地区障害者自立支援協議会での個別事例の検討を通じて地域サービス基盤の開発、改善等に繋げる取組み	実施

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

国の基本指針においては、令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする目標が示されています。

障害福祉サービス等の質を向上させる取組みとして、市職員が障害者総合支援法の基本理念と具体的な支援内容についての理解を深め、適切なサービスの提供に努めます。また、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することができているのか検証することに努めます。

①国の基本指針

- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制の構築

②大野市の目標

項目	目標
福井県が実施する障害福祉サービスに係る各種研修に市職員が参加する人数	1人以上/年

4 障害福祉サービス等の見込量とサービス提供体制確保の方策 (活動指標)

サービスが計画的に提供できるよう、令和6年度から令和8年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、計画的な基盤整備を進めていきます。

～ 実績・見込量等数値の単位について ～

人：1月当たり利用者数

時間：1月当たりサービス提供時間

人日：「1月当たり利用者数」×「1人1月当たり平均利用日数」

※例えば、「人日/月」とは、1月当たりの延べ利用者数をさします。

()：前期計画の見込量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護(ホームヘルプ)

障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯、掃除などの家事援助を行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

利用者の高齢化に伴い、介護保険への移行が見込まれる一方で、施設入所等からの移行や障がいのある人の高齢化・重度化などにより、今後も一定のサービス量を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人/月)	43 (45)	45 (39)	44 (39)	42 (39)	43	43	43
利用時間数 (時間/月)	478 (510)	460 (513)	421 (513)	415 (513)	430	430	430

(利用者数：1月当たり利用者数、利用時間数：1月当たり延べ利用時間数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由があり常時介護を必要とする人の家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護及び外出時における移動中の介護を行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

利用者数は変わらないものの、利用時間数は増加しています。実績をベースにサービス量を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人/月)	2 (1)	2 (2)	2 (2)	3 (2)	3	3	3
利用時間数 (時間/月)	57 (20)	87 (82)	208 (82)	448 (82)	450	450	450

(利用者数：1月当たり利用者数、利用時間数：1月当たり延べ利用時間数)

◎確保のための方策

障がいの状態に合わせて必要なサービスが提供できるよう、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対して、移動に必要な情報を提供し、ヘルパーを派遣して外出時における移動、排せつ、食事などの援助を行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

利用者数、利用時間数ともに新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度に大きく減少しましたが、令和5年度は以前の水準へ回復傾向にあります。今後、以前のサービス量に近づくと予測し、サービス量を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人/月)	8 (8)	9 (8)	9 (8)	9 (8)	9	9	9
利用時間数 (時間/月)	67 (145)	60 (124)	62 (124)	90 (124)	125	125	125

(利用者数：1月当たり利用者数、利用時間数：1月当たり延べ利用時間数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護を要する人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

利用時間数について、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度以降は大きく減少していますが、今後、以前のサービス量に近づくと予測し、サービス量を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人/月)	5 (3)	4 (5)	4 (5)	4 (5)	5	5	5
利用時間数 (時間/月)	41 (50)	7 (50)	6 (50)	25 (50)	50	50	50

(利用者数：1月当たり利用者数、利用時間数：1月当たり延べ利用時間数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

⑤ 重度障害者等包括支援

重度障がいにより常時介護を必要とし、意思の疎通に著しい困難を伴う人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態の人、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護などの複数のサービスを提供します。

◎実施に対する考え方と量の見込み

サービス提供事業所などと連携し、必要なときに利用できる体制整備に努めます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人/月)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0	0	0
利用単位数 (単位/月)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0	0	0

(利用者数：1月当たり利用者数、利用単位数：1月当たりの単位数)

◎確保のための方策

適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護を必要とする人が、地域や入所施設において安定して生活を営むため、日中に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

◎実施に対する考え方と量の見込み

高齢化や障がいの重度化などの状況を踏まえ、一定のサービス量を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人/月)	157 (138)	157 (155)	157 (155)	159 (155)	165	165	165
利用日数 (人日/月)	2,848 (2,484)	2,823 (3,000)	2,818 (3,000)	2,830 (3,000)	2,970	2,970	2,970

(利用者数：1月当たり利用者数、利用日数：1月当たりの延べ利用日数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

② 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

- ・機能訓練 地域生活を営む上で身体機能や生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体に障がいのある人、難病患者などを対象に、自立した日常生活又は社会生活を送るために必要な訓練を行います。
- ・生活訓練 地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活を送るために必要な訓練を行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

いずれも利用実績は減少傾向にありますが、障がいの重度化を踏まえ、一定のサービス量を見込みます。

○機能訓練

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人/月)	0 (3)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
利用時間数 (人日)	0 (50)	11 (20)	9 (20)	7 (20)	7	7	7

(利用者数：1月当たり利用者数、利用時間数：1月当たり延べ利用時間数)

○生活訓練

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人/月)	11 (22)	9 (10)	9 (10)	8 (10)	10	10	10
利用時間数 (人日)	99 (281)	112 (100)	93 (100)	85 (100)	95	95	95

(利用者数：1月当たり利用者数、利用時間数：1月当たり延べ利用時間数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

③ 就労選択支援 【新規】

就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。

令和4年10月の障害者総合支援法改正で新設されました。（施行期日：令和7年10月1日）。

◎実施に対する考え方と量の見込み

サービスを提供できる事業所の確保に努めます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人/月)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—	1	2
利用日数 (人日/月)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	—	10	20

(利用者数：1月当たり利用者数、利用日数：1月当たりの延べ利用日数)

◎確保のための方策

適切なサービスの提供体制の確保につなげるため、事業所への実施促進に努めます。

④ 就労移行支援

一般就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、適性に応じた職場開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

利用日数は見込量に達していないものの、利用者数、利用日数ともに微増傾向にあります。実績に基づいてサービス量を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年 度見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人/月)	11 (21)	9 (6)	9 (6)	10 (6)	12	12	12
利用日数 (人日/月)	66 (150)	52 (66)	56 (66)	60 (66)	74	74	74

(利用者数：1月当たり利用者数、利用日数：1月当たりの延べ利用日数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

⑤ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業などで働くことが困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動に関する知識や能力向上のための訓練を行います。A型は雇用契約を締結しますが、B型には雇用契約の締結はありません。

◎実施に対する考え方と量の見込み

一般就労への移行も見込まれる一方で、一般就労へのステップアップとしてA型の利用も見込まれることから、ほぼ同数のサービス量を見込みます。

就労継続支援A型	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込
利用者数 (人/月)	42 (62)	47 (40)	47 (40)	45 (40)	45	45	45
利用日数 (人日/月)	762 (1,010)	765 (760)	662 (760)	660 (760)	665	665	665

(利用者数：1月当たり利用者数、利用日数：1月当たりの延べ利用日数)

就労継続支援B型	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込
利用者数 (人/月)	141 (125)	147 (130)	147 (130)	145 (130)	150	150	150
利用日数 (人日/月)	2,190 (2,125)	2,260 (2,125)	2,063 (2,125)	2,160 (2,125)	2,180	2,180	2,180

(利用者数：1月当たり利用者数、利用日数：1月当たりの延べ利用日数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

⑥ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいがある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じる人を対象に、相談による課題把握、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

サービス提供事業所などと連携し、必要なときに利用できる体制整備に努めます。

	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込	令和6年度見込	令和7年度見込	令和8年度見込
利用者数 (人/月)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1

(利用者数：1月当たり利用者数)

◎確保のための方策

サービスを提供できる事業所の確保に努めます。

⑦ 療養介護

医療と常時の介護が必要な人へ、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

見込量とほぼ同数の利用実績となっていますが、今後も利用が増える可能性があることから、実績をベースに微増傾向としてサービス量を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人/月)	8 (5)	9 (9)	9 (9)	10 (9)	11	11	11

(利用者数：1月当たり利用者数)

◎確保のための方策

サービス 提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

⑧ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期間、施設で夜間も含め入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

利用者数は微増傾向にあり、利用日数は増加しています。介護者の高齢化によるレスパイトのための利用などにより今後も増加すると予測し、サービス量を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人/月)	25 (35)	25 (29)	25 (29)	29 (29)	32	32	32
利用日数 (人日/月)	67 (117)	93 (121)	92 (121)	106 (121)	110	115	120

(利用者数：1月当たり利用者数、利用日数：1月当たりの延べ利用日数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホームなどを利用していただいていた障がいのある人で一人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や、利用者からの相談による訪問や電話などの対応を行い、適切な支援などを行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

サービス提供事業所などと連携し、必要なときに利用できる体制整備に努めます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人/月)	0 (-)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1	1	1

(利用者数：1月当たり利用者数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

② 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居で、主として夜間に、相談、入浴、排せつ、食事の介護やその他の日常生活上の援助を行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

利用者数の実績はほぼ同数で、今後も同数のサービス量を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人/月)	61 (55)	61 (56)	62 (56)	62 (56)	62	62	62

(利用者数：1月当たり利用者数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

③ 施設入所支援

施設に入所している人に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

利用実績は微増傾向にあります。見込量については、本計画における入所者数の目標を踏まえて設定し、地域生活支援拠点の整備や日常生活における支援の充実により、地域移行の促進を図っていきます。

	令和 2 年度 実績	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 見込	令和 6 年度 見込	令和 7 年度 見込	令和 8 年度 見込
利用者数 (人/月)	106 (98)	102 (106)	108 (107)	111 (108)	109	107	105

(利用者数：1月当たり利用者数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人やその保護者が、必要な障害福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘察し、サービス等利用計画を作成し、きめ細かな支援を行います。また、サービス等利用計画について、一定期間ごとにモニタリングし、その結果などを踏まえて、サービス等利用計画の見直しを行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

今後も利用希望の増加が見込まれることから、サービス量の増加を見込みます。事業所や奥越地区障害者自立支援協議会などと連携し、課題解決に向けた取組みを進め、希望する人が計画相談支援を利用し、適切な支援を受けられる体制を整えていきます。

	令和 2 年度 実績	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 見込	令和 6 年度 見込	令和 7 年度 見込	令和 8 年度 見込
利用者数 (人/月)	376 (70)	392 (365)	376 (365)	380 (365)	385	385	385

(利用者数：1月当たり利用者数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

② 地域移行支援・地域定着支援

- ・地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がいのある人、児童福祉施設を利用する18歳以上の人などを対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。
- ・地域定着支援 単身等で生活する障がいのある人に対して、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

サービス提供事業所などと連携し、必要なときに利用できる体制整備に努めます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
地域移行支援 利用者数	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)			
地域定着支援 利用者数	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (1)			

(利用者数：1月当たり利用者数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

(5) 障がい児支援

① 児童発達支援

身近な地域で療育指導が必要と判断した子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

利用は微増傾向にあり、今後も同様の状況が見込まれることから、実績を踏まえたサービス量を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用児童数 (人)	47 (26)	42 (45)	44 (45)	45 (45)	46	47	48
利用日数 (人日)	55 (48)	63 (65)	66 (65)	68 (65)	70	72	74

(利用児童数：1月当たり実利用児童数、利用日数：1月当たりの延べ利用日数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある子どもに対して、児童発達支援及び治療を行います。市内に利用が可能な事業所がなく、利用実績はありません。

③ 放課後等デイサービス

学校の授業終了後や休業日に生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進などを行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

利用日数は増加傾向にあり、利用する子どもの年齢の上昇によりサービスを受ける期間が長期化していることで利用児童数が増加しています。今後も同様の状況が続くと見込まれることから、実績を踏まえたサービス量を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用児童数 (人/月)	35 (39)	31 (40)	31 (38)	43 (36)	45	46	47
利用日数 (人日)	326 (271)	318 (300)	296 (285)	344 (270)	348	350	352

(利用児童数：1月当たり実利用児童数、利用日数：1月当たりの延べ利用日数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのある子どもに対して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。対象は18歳未満の児童で、保育所、認定こども園、学校などを訪問します。

◎実施に対する考え方と量の見込み

実績を踏まえ、今後も同量のサービス量を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用児童数 (人/月)	3 (9)	1 (6)	1 (6)	1 (6)	1	1	1
利用日数 (人日)	4 (5)	1 (10)	2 (10)	2 (10)	2	2	2

(利用児童数：1月当たり実利用児童数、利用日数：1月当たりの延べ利用日数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作などの支援を行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

実績を踏まえ、今後も同量のサービスを見込みます。



	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用児童数 (人/月)	1 (9)	0 (3)	0 (3)	2 (3)	3	3	3
利用日数 (人日)	7 (0)	0 (10)	0 (10)	7 (10)	10	10	10

(利用児童数：1月当たり実利用児童数、利用日数：1月当たりの延べ利用日数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

⑥ 障害児相談支援

障がいのある児童の自立した生活を支え、障がいのある児童の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

◎実施に対する考え方と量の見込み

放課後デイサービスを利用する年齢が上がっている状況を踏まえ、今後も増加が見込まれることから、サービス量の増加を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用児童数 (人/月)	82 (18)	73 (76)	73 (74)	76 (72)	78	78	80

(利用児童数：1月当たり実利用児童数)

◎確保のための方策

サービス提供事業所と連携し、適切なサービスの提供体制の確保に努めます。

現在、家族や支援者で計画を作成するセルフプランによりサービスを利用している人が一定数いることが課題です。事業所や奥越地区自立支援協議会などと連携し、課題解決に向けた取組みを進め、希望する人が計画相談支援を利用し、適切な支援を受けられる体制を整えていきます。

5 地域生活支援事業の見込量とサービス提供体制確保の方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に行う事業です。

障害者総合支援法により市町村に実施が義務付けられている必須事業と、市町村の判断により行う任意事業があります。



(1) 市町村必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人への理解を深め、心のバリアフリーの推進を図るための研修・啓発活動を実施することにより、障がいのある人が日常生活及び社会生活を送る上での社会的障壁を取り除き、共生社会の実現を図る事業です。

◎実施に対する考え方と量の見込み

障がい理解のためのイベントや研修などを開催し、障がいや障がいのある人への理解を深めます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
実施回数 (回)	未実施 (-)	未実施 (-)	未実施 (-)	1 (-)	1	1	1

◎確保のための方策

映画上映会、講演会、イベントなど障がいのある人や障がいに関する理解を深めるための効果的な内容と実施方法を検討し、継続して取り組みます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人及びその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援し、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図る事業です。

◎実施に対する考え方と量の見込み

現在、事業の実績はありませんが、事業の実施について検討します。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
実施状況	未実施 (-)	未実施 (-)	未実施 (-)	未実施 (-)	検討	検討	実施

◎確保のための方策

障がいのある人や家族が互いの悩みを共有したり情報交換をする活動、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける活動、障がいのある人を含めた地域での災害対策活動を支援するなどの方策が考えられます。障がいのある人が参加しやすい、具体的な取組みについて検討していきます。

③ 相談支援事業

障がいのある人や家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援する事業です。

◎実施に対する考え方と量の見込み

市では、大野市障害者相談支援センターを設置し、障がいのある人や家族などからの相談に応じ、福祉サービスの利用支援、地域の社会資源などの情報提供を行い、権利擁護のために必要な支援を行っています。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
実施箇所 (箇所)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1

◎確保のための方策

引き続き、総合的に対応できる相談支援体制づくりに努めるとともに、関係機関等との連携を図り、相談支援体制の強化に努めていきます。

また、奥越地区障害者自立支援協議会の相談支援連絡会などを通して、相談支援専門員の情報共有と資質向上を図っていきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の助成を行います。

◎実施に対する考え方と量の見込み

現在、市長申し立てをしたケースについて、報酬を助成しています。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
助成件数 (件)	2 (2)	2 (2)	1 (2)	1 (2)	2	2	2

◎提供体制確保のための方策

成年後見制度の周知を図り、判断能力が十分でない人について、個人の尊厳と権利擁護に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

◎実施に対する考え方と量の見込み

現在、事業の実績はありません。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
実施状況	未実施 (-)	未実施 (-)	未実施 (-)	未実施 (-)	検討	検討	検討

◎提供体制確保のための方策

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している本市の団体等が、法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理を習得するための方策について、本市の実情を考慮し、実施方法を検討していきます。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能などに障がいのある人に対する手話通訳者や要約筆記者等の派遣や、手話通訳者の設置などを通じて意思疎通を支援する事業です。

◎実施に対する考え方と量の見込み

引き続き、手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、事業の利用促進を図ります。社会参加促進事業について周知方法を検討することとし、手話通訳者派遣事業等の利用者増を見込みました。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
手話通訳者 派遣事業 利用者数	7 (4)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	9	9	9
要約筆記者 派遣事業 利用者数	2 (1)	2 (3)	4 (3)	4 (3)	5	5	5
手話通訳者 設置事業	有	有	有	有	有	有	有

(実利用件数/年)

◎提供体制確保のための方策

手話奉仕員などの人材を確保するための研修事業を実施し、サービス提供の確保と事業の利用促進を図ります。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修を開催し、手話奉仕員（日常生活程度の手話表現技術を習得した者）を養成する事業です。

◎実施に関する考え方と量の見込み

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、自立した日常生活又は社会生活が送れるよう支援するための人材を養成します。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
修了者数 (人)	実施なし (-)	実施なし (-)	9 (-)	15 (-)	15	15	15

◎提供体制確保のための方策

参加しやすい日時と会場を選定し、参加者数の増加を図ります。

⑧ 日常生活用具給付事業

障がいのある人などに自立生活を支援する用具などを給付又は貸与する事業です。

◎実施に対する考え方と量の見込み

関係機関の連携のもと、利用希望者の状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
介護・訓練 支援用具	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2	2	2
自立生活 支援用具	10 (7)	2 (7)	3 (7)	3 (7)	7	7	7
住宅療養等 支援用具	9 (5)	8 (5)	6 (5)	6 (5)	5	5	5
情報・意思疎 通支援用具	7 (10)	6 (10)	6 (10)	6 (10)	10	10	10
排泄管理 支援用具	71 (66)	70 (70)	68 (70)	70 (70)	70	70	70
居宅生活動作 補助用具	1 (1)	1 (1)	0 (1)	1 (1)	1	1	1

(利用件数/年)

◎提供体制確保のための方策

相談支援事業などを通じて事業の周知に努め、利用促進を図ります。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、ヘルパーを派遣し、外出の際の移動及び外出に伴う支援を行う事業です。また、車椅子を使用している重度の障がいがある人などの通院や買い物などの移動手段として、椅子昇降リフト付乗用車で送迎します。

◎実施に関する考え方と量の見込み

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人)	6	9	8	9	10	10	10
重度障害者 移動支援運 回数(回)	725 (550)	447 (600)	465 (600)	470 (600)	465	465	465

◎提供体制確保のための方策

事業の周知に努め、事業所の確保と利用促進を図ります。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流促進などの支援を行う事業です。

◎実施に関する考え方と量の見込み

奥越圏域にI型事業所を1箇所委託しています。障がいのある人の社会参加へのステップアップの場となるよう事業の周知に努めます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人)	28 (25)	31 (25)	32 (25)	31 (25)	33	33	33

◎提供体制確保のための方策

障がいのある人の社会参加へのステップアップへの場とし、利用促進に努めます。

(2) 市町村任意事業

① 日中一時支援事業

障がいのある子どもの日中における活動の場を確保し、家族の就労や一時的な休息などを支援する事業です。

◎実施に関する考え方と量の見込み

実績に合わせたサービス量を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人)	52 (52)	45 (56)	35 (56)	56 (56)	56	56	56

◎提供体制確保のための方策

相談支援事業者、サービス提供事業者などと連携し、必要なサービスの提供に努めます。

② 訪問入浴サービス事業

身体に障がいのある人に対し、居宅に訪問し入浴サービスを提供する事業です。

◎実施に関する考え方と量の見込み

実績に合わせたサービス量を見込みます。

	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
利用者数 (人)	3 (5)	3 (3)	3 (3)	1 (3)	2	2	2

◎提供体制確保のための方策

相談支援事業者、サービス提供事業者などと連携し、必要なサービスが提供できるよう提供体制の確保に努めます。

③ 社会参加促進事業

スポーツ・芸術文化活動などを通じた体力増進、交流促進や、点訳、音訳などによる情報提供、自動車運転免許の取得や改造にかかる経費の一部助成などにより、障がいのある人の社会参加を促進する事業です。

◎実施に関する考え方と量の見込み

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、市福祉スポーツ大会及び市身体障害者福祉大会を中止しましたが、今後、参加者の増加を見込んでいます。

また、スポーツ・レクリエーション教室、点字・声の広報発行事業については、これまでも実施してきましたが、新たに社会参加促進事業とし、事業の広報・啓発に努めます。

	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込	令和7年度 見込	令和8年度 見込
市福祉スポーツ大会 参加者数(人)	中止 (280人)	中止 (280人)	中止 (280人)	280人	280人	280人
市身体障害者 福祉大会参加者数 (人)	中止 (40人)	中止 (40人)	51人 (40人)	55人	55人	55人
スポーツ・ レクリエーション 教室参加者数(人)	27 (-)	9 (-)	76 (-)	80	85	90
点字・声の広報発行 事業作業回数 (人)	40 (-)	42 (-)	42 (-)	42	42	42

◎提供体制確保のための方策

障がいのある人の社会参加を図るため、事業内容、周知の方法を工夫します。

第4章 計画推進のために

1 全庁的な推進体制の整備

本計画に基づく施策を効果的に推進するため、庁内の福祉や保健、医療、教育、労働、まちづくりなどの関係課をはじめ、全庁を挙げて施策を推進します。

2 福井県、障がい保健福祉圏域での連携の強化

福井県との連携及び障がい保健福祉圏域（*P.40に記載）（勝山市と大野市で奥越圏域）での連携、協力のもと、障がい者施策の効果的な推進を図ります。

3 計画達成状況の点検及び評価

本計画の進捗状況について、点検及び評価を行い、毎年、奥越地区障害者自立支援協議会に報告し、公表するものとします。

また、この点検及び評価をもとに、計画推進のために実施にあたっての改善点や新たな施策を検討していきます。

4 点検及び評価の結果などによる計画の見直し

点検及び評価の結果や社会情勢の変化、国の障がい者施策の動向など、障がいのある人を取り巻く環境の変化により本計画に変更の必要性が生じた場合は、計画内容の見直しを行います。

第7期大野市障がい福祉計画、第3期大野市障がい児福祉計画の策定経過

実施日	内 容
令和5年7月28日	第1回策定委員会
令和5年10月	法人ヒアリング
令和5年11月8日	第2回策定委員会
令和5年11月28日	部長会議
令和5年12月11日	市議会総文厚生常任委員会説明
令和6年1月5日～19日	パブリックコメント
令和6年2月8日	第3回策定委員会
令和6年2月14日	庁議
令和6年3月11日	市議会総文厚生常任委員会説明

大野市障がい福祉計画等策定委員会 委員名簿

(敬称略)

	団体等区分	委員氏名	所属団体等
委員長	学識経験者	福田 洋一郎	元 中部学院大学
副委員長	福祉事業関係団体	加藤 純江	大野福祉施設連絡協議会
委員	福祉関係団体	上松 さゆり	大野市社会福祉協議会
委員	福祉関係団体	長谷部 祐圓	大野市民生委員児童委員協議会
委員	福祉関係団体	中村 啓一	大野市身体障害者連合会
委員	福祉関係団体	朝日 正幸	大野市心身障害児者育成会
委員	福祉関係団体	森廣 茂治	奥越地区家族会
委員	福祉関係団体	前田 和弥	社会福祉法人 紫水の郷
委員	福祉関係団体	太田 知里	スクラム福井
委員	福祉関係団体	藤井 正美	保育所・認定こども園園長会
委員	保健医療関係団体	高井 博正	大野市医師会
委員	教育関係団体	竹内 由美	大野市小中学校校長会
委員	福祉関係団体	森下 秀代	大野市障害者相談支援センター
委員	労働関係機関	清水 毅夫	大野公共職業安定所
委員	保健医療関係機関	欠戸 夏未	福井県奥越健康福祉センター
委員	公募委員	佐野 周一	

第7期大野市障がい福祉計画
第3期大野市障がい児福祉計画

発行：令和6年3月

編集：大野市健幸福祉部福祉課

〒912-8666 福井県大野市天神町1番1号

TEL 0779-66-1111(代)

FAX 0779-66-0294



越前おおの



大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。